付　　録

1．大阪市立大学法学会会則

制　　定　平 2.4.1
最近改正　平 20.1.29

（名　　称）
第1条　本会は、大阪市立大学法学会と称する。
（事　務　所）
第2条　本会は、事務所を大阪市立大学法学部におく。
（目　　的）
第3条　本会は、法学・政治学に関する研究・教育およびその助成を目的とする。
（事　　業）
第4条　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業をおこなう。
(1)「法学雑誌」の発行
(2)「法学叢書」の編集
(3) 研究会の開催
(4) その他、評議員会において適当と認めた事業
（会　　員）
第5条　本会の会員は、次の者とする。
(1) 正 会 員　法学研究科の専任教員
(2) 名誉会員　下の各号に該当する者
①　法学部・法学研究科の名誉教授
②　本学に特別の寄与をした者であって評議員会が認めた者
(3) 賛助会員　本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
(4) 学生会員　法学部学生および法学研究科学生
(5) 特別会員　下の各号に該当する者で、入会を希望し、評議員会が認めた者
①　法学部・法学研究科の専任教員であった者
②　法学部および法学研究科の非常勤講師（全学共通科目の法学・政治学関係科目の担当者を含む。）
③　法学研究科に在学した者で、法学・政治学関係の研究職、専門職にある者
④　その他、前各号の規定に準じる者で正会員より推薦があった者
（評 議 員 会）
第6条　本会に評議員会をおく。
(1) 評議員会は、正会員で構成する。
(2) 評議員会は、随時会長がこれを招集する。
(3) 評議会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
(4) 評議員会は、評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
(5) 評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
（役　　員）
第7条　本会の会務を処理するため次の役員をおく。
(1) 会　　長　1名
(2) 編集・研究会委員　4名
(3) 庶　務　委　員　4名
(4) 会　計　委　員　1名
(5) 会 計 監 査 委 員　1名
2　役員は、評議員会において互選する。役員の任期は 2 年とする。ただし、重任を防げない。
（事務担当者）
第8条　会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。
（会　　費）
第9条　会員は、本会に、次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。
(1) 正 会 員　年額　24,600 円
(2) 賛助会員　年額　法人　1 口　30,000 円
個人　1 口　30,000 円
(3) 学生会員　年額　5,000 円
（入学時に標準年数分一括納入）
(4) 特別会員　年額　5,000 円
（会 計 年 度）
第10条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
（会則の改正）
第11条　本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付　則（略）

2．ロースクールについて

（大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻）

ロースクール（法科大学院）の進学希望者は、ロースクールのホームページを参照してください。
アドレス：http://www.law.osaka-cu.ac.jp/

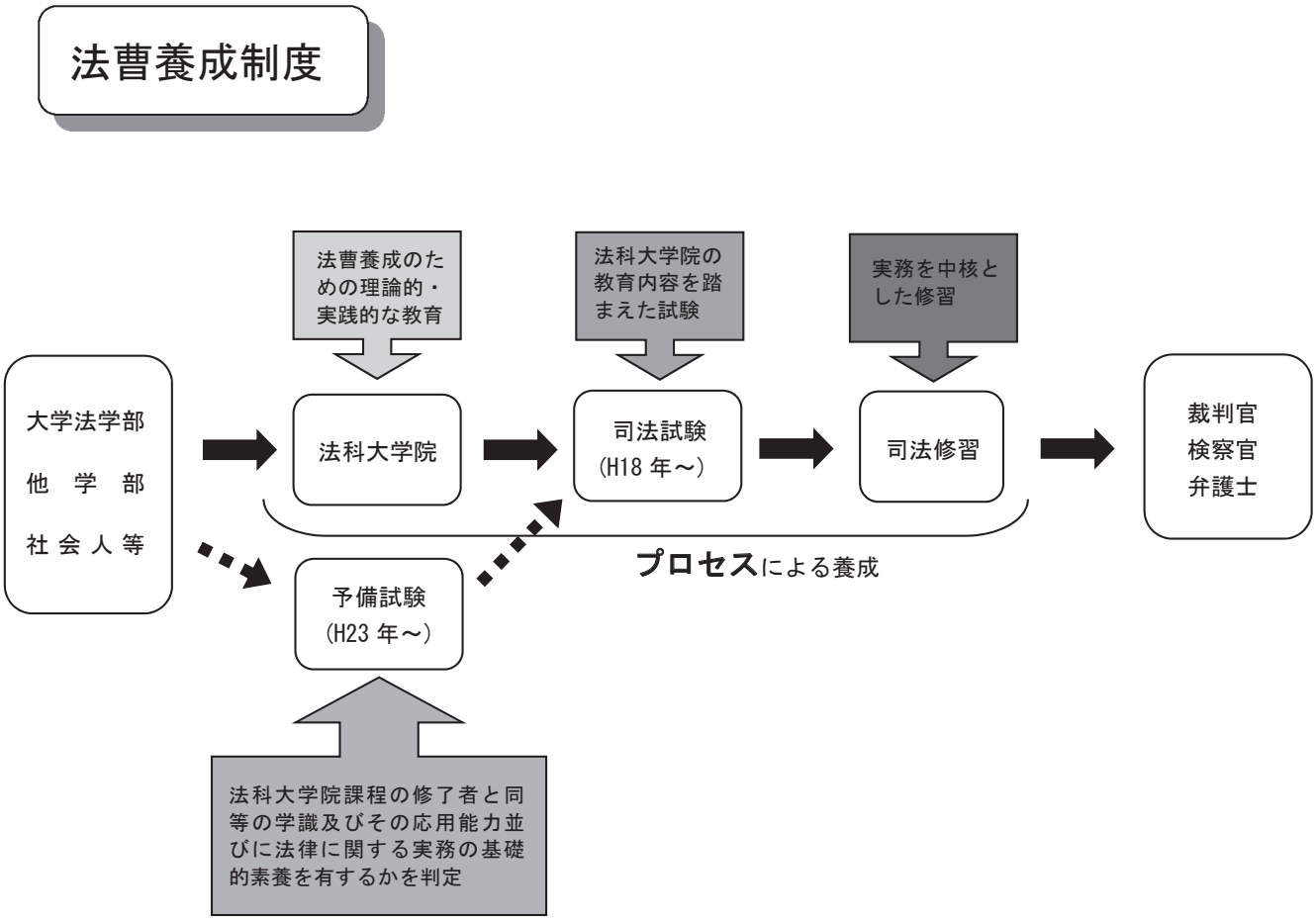

3．教員免許の取得について

≪教員免許取得までの大まかな流れ≫

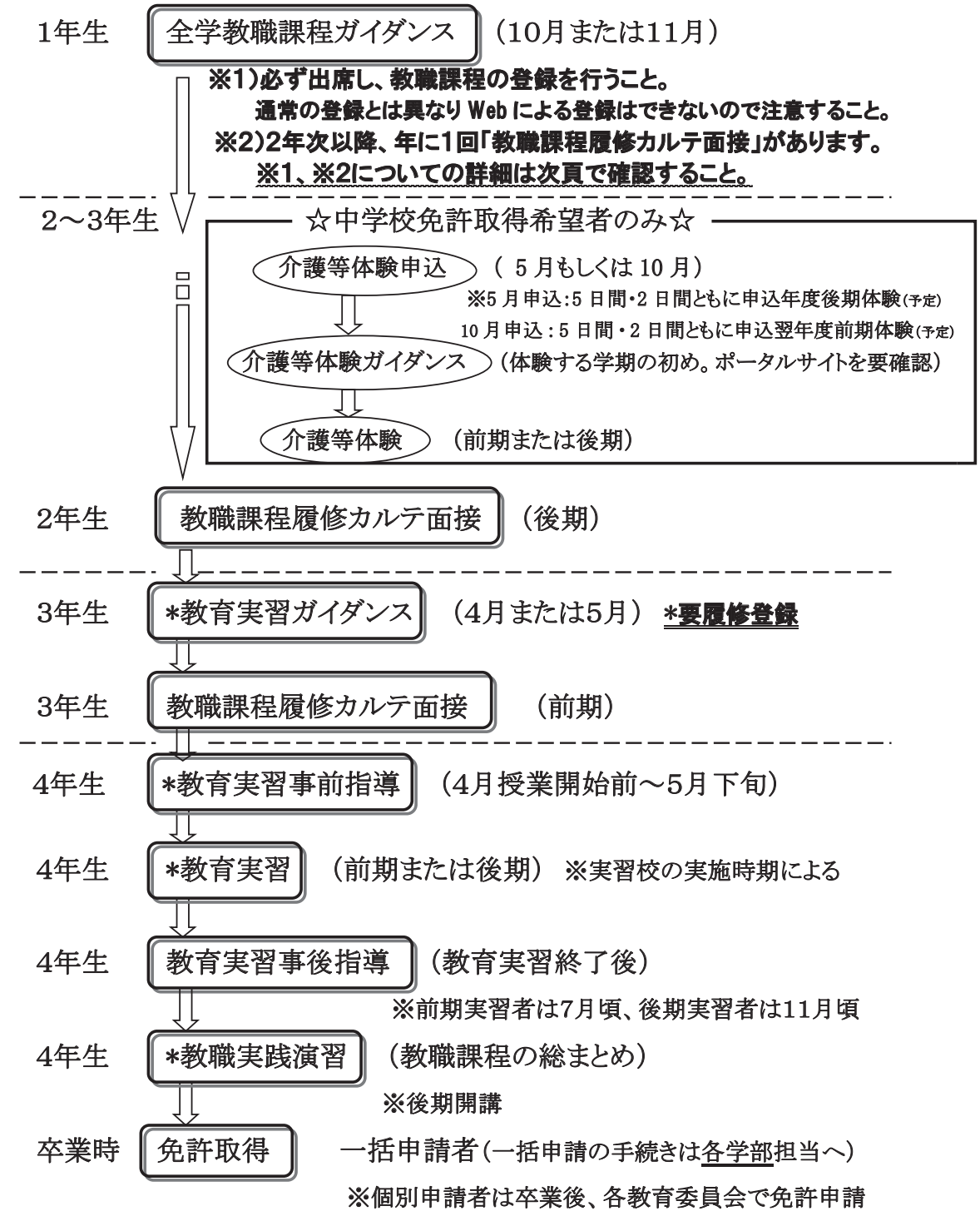

★介護等体験および教育実習の履修には、実習年度に

（①健康診断書
②保険加入
③麻疹の抗体検査実施証明書）が必要です。

履修方法の変更やガイダンスのお知らせなどは掲示板で周知するので、日ごろから、掲示板を確認しておくこと。不明な点は学生サポートセンター教職担当に問い合わせること。

教職担当 TEL:06-6605-2936

教職課程の登録

科目履修の登録とは異なり、Web による登録はできない。
全学教職課程ガイダンス時に、教職課程履修登録シートに記入し、登録する。
万一、登録を取り消す場合には、教職担当に申し出ること。

教職課程履修カルテ面接

面接は、2 年次以降、毎年、年 1 回行う。各面接は、1 人当たり 30 分で、学生と担当教員とが「教職課程科目評価シート」「教職課程自己評価シート」を中心に行う。

具体的には、まず、学生は自分の「教職課程科目評価シート」を閲覧し、これまでの科目履修や教職課程外での様々な活動をふりかえる。「教職課程自己評価シート」は、学生が教員と相談しながら記入し、それを踏まえて、将来、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを確認し、これから何をしていくかを考える。

面接の結果は「教職実践演習」の個々の学生の指導に活用される。また、教職カリキュラムの充実に必要な情報は、教職課程委員会等に報告される。

「教職課程履修カルテ面接」の日程調整

面接は 1 年に 1 度行われるが、対象人数が多いので、学部によって実施月を割り振る予定である。具体的な日程調整は、各学生が担当教員にメールで連絡して行う。メールの宛先、調整方法等は掲示で指示する。

【カルテ面接予約・相談等】
http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/chart/index.html